

粉じん発生施設の種類の、構造並びに使用及び管理に関する基準

施設の種類の	構造並びに使用及び管理に関する基準
<p>製材業又は合板製造業の用に供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯のこ盤 ・丸のこ盤 ・チェンソー ・ドラムサンダー ・ベルトサンダー ・溝切機 <p>繊維板製造業の用に供する裁断機 (製材業の用に供するものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、合板製造業又は繊維板製造業の用に供するものにあつては原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)</p>	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること (2) フード及び集じん装置が設置され、かつ、集じんされた粉じんが飛散しないような構造物を有すること (3) 防じんカバーでおおわれていること (4) (1) ~ (3)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
<p>オガライトの製造施設及び原材料の堆積場</p>	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること (2) フード及び集じん装置が設置され、かつ、集じんされた粉じんが飛散しないような構造物を有すること (3) (1) ~ (2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること